2011 年 8 月 1 日

商品類型№128「日用品 Version1.12」～分類 D.洗たく・風呂場・サニタリー用品～
認定基準の部分的な改定について(ブラシ部交換可能歯ブラシの追加)

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

１．改定の経緯

2010 年 10 月に行ったエコマーク新規商品類型の提案募集において、ブラシ部分の交換可能な歯ブラシの提案があった。歯ブラシは、既に商品類型№128「日用品 Version1.12 分類 D.洗たく・風呂場・サニタリー用品」の認定対象となっているが、プラスチックを使用した製品には、主たる認定要件として再生プラスチックの配合を求めている。再生プラスチックの使用は、資源の有効利用、廃棄物削減の観点から基準項目として設定されているが、ブラシ部分の交換可能な歯ブラシも、それと同様の効果があると考えられる。また、海外のタイプ I 環境ラベルであるドイツの「ブルーエンジェル」、台湾の「グリーンマーク」でも、ブラシ部分の交換可能な歯ブラシの認定基準を設けている。そこで、商品類型№128「日用品 Version1.12 分類 D.洗たく・風呂場・サニタリー用品」の認定基準に、ブラシ部分の交換可能な歯ブラシを追加することとする。ただし、本商品類型では電気を使用する製品は対象外としているため、電動歯ブラシは認定対象外となる。また、提案のあった歯垢除去などの性能については、海外の環境ラベルでも基準を設けておらず、客観的な評価が難しいため、エコマーク認定における評価の対象外とする。

２．歯ブラシの柄の再利用によるプラスチック使用量削減効果について

替えブラシを交換した場合、柄の部分に再生プラスチックを使用した場合と同様のプラスチック使用量削減効果があると考えられる。その製品1本あたりのプラスチック使用量削減割合は、以下の計算式で求められる。

➢替えブラシ1回交換時

再利用する柄の重量÷当該歯ブラシ2本分の総重量

➢替えブラシ2回交換時

(再利用する柄の重量×2)÷当該歯ブラシ3本分の総重量

商品類型№128「日用品Version1.12」におけるプラスチック製品の再生材料の基準配合率は、ポストコンシューマの再生材料で50%以上である。その基準配合率と同程度の効果は、実際の歯ブラシについて調査したところ、2回以上のブラシ交換によって担保できると考えられることが確認された。

３．改定箇所

認定基準、解説に赤字下線部を追加する。

【認定基準】

４．認定の基準と証明方法

4-1.環境に関する基準と証明方法

4-1-2.材料に関する基準と証明方法

製品は、製品を構成する各材料が、以下に示す材料に関する基準をそれぞれ満たすこと。ただし、小付属（ネジ、ビスなど製品の機能上必要な小さな部品）は、以下に示す材料に関する基準を適用せず、接着剤は、(14)を適用し、他の材料に関する基準を適用しない。

C.プラスチック

(15) プラスチックは、原料ポリマとして、ポストコンシューマ材料のみを使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が50%以上であること。ただし、原料ポリマとして、プレコンシューマ材料を使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマ中のプレコンシューマ材料からなる再生ポリマの質量割合が60%以上であること。

歯ブラシについてはブラシ部のみの交換が可能であることでもよい。なお、2回以上の交換ができるよう歯ブラシ1本につき3つ以上のブラシ部がセットで販売され、かつ替えブラシのみの入手も可能であること。

フィルム製品は、全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 40%以上であること。

合成紙製品は、全原料ポリマ中の再生ポリマの質量割合が 50%以上であること。

【証明方法】

プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料、それぞれについて製品全体に対する重量割合を付属証明書に記載すること。原材料供給者の発行する原料証明書を添付すること。ブラシ部が交換可能な歯ブラシについては、販売製品のセット内容、ブラシ部の交換方法および替えブラシの入手が可能であることを記載した製品ラベル、包装、取扱説明書、パンフレットなどを提出すること。

５．商品区分、表示など

(1) 商品区分（申込単位）は、2.適用範囲の表 1 に示す小分類用途、およびブランド名毎またはシリーズ名毎とする。製品の大小および色調による区分は行わない。ただし、ふろ場用品および洗面用品は、表 1 に示す中分類用途、およびブランド名毎またはシリーズ名毎とする。ブラシ部が交換可能な歯ブラシは、替えブラシを同一商品区分に含めて申し込むことができるものとする。

(2) マーク下段表示は別表 3 に示す商品区分毎の環境情報表示とする。環境情報表示は、矩形枠で囲んだものとする。ただし、「エコマーク使用の手引」（2011 年 3 月 1 日制定施行）に従い、マークと認定情報による表示（B タイプの表示）を行うことも可とする。

なおエコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。

別表 3　　商品区分ごとの環境情報表示

資材の種類	環境情報表示	表示
ブラシ部が交換可能な歯ブラシ	（1 段表示） ブラシ部交換可能	

＜解説＞

◇ D - 7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

(1) 使い捨て製品 (2) 個別製品に関する基準の策定

(2)について、個別製品の環境に関する機能として以下のような検討を行った。

（中略）

歯ブラシについては、植毛部の交換可能設計により廃棄物削減を図る製品があり、交換部品の提供を基準項目とする検討を行ったが、該当する製品が電動式歯ブラシなどに限られており、電動式の製品は本商品類型において対象外とすることから、交換部品の提供を基準とはせず、材料に関する基準を満たすことにより認定できることとした。しかしながら、2010 年の新規商品類型の提案などにより、電動式以外で植毛部の交換が可能な歯ブラシが市販されており、再生材料の使用と同様の環境負荷低減効果が考えられることから、基準項目として追加することとした。なお、その効果は、ブラシ部を複数回以上交換することによって現れる。従って、ドイツのブルーエンジェルの基準を参考に、再利用される柄部分の実際の商品における重量割合を踏まえて、ブラシ部を 2 回以上交換できる本数分、本体とセットで販売することを要件とした。ただし、提案のあった歯垢除去などの性能については、客観的な評価が難しいため、基準項目として策定しないこととした。

4．改定日

2011 年 8 月 1 日

以上